

議会活性化特別委員会設置に関する決議

次のとおり議会活性化特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 名 称 議会活性化特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条及び嘉手納町議会委員会条例（昭和62年条例第16号）第5条
- 3 目 的 議会の活性化に関する調査
- 4 委員の定数 7人
- 5 調査期限 調査終了まで閉会中もなお調査を行うことができる。

（提案理由）

議会の責務を果たすべく、活発な議会活動に向けての方策を調査検討し、町民の負託に応えていくことができる議会づくりを進めるため、地方自治法上の根拠を有する「議会活性化特別委員会」を設置する。